破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２６５号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目488番地
債務者　株式会社川田工務店
代表者代表取締役　川田　丈夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４０５号
広島県呉市阿賀南１丁目４番20号
債務者　株式会社日東電工
代表者代表取締役　秋山　龍生
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午後２時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１７号
広島県安芸郡海田町国信２丁目５番９号
債務者　有限会社富士工販
代表者代表取締役　増野　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　修士
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４７号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番１号
債務者　有限会社ミツル
代表者取締役　浅野守一郎
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　破産債権の届出期間　平成21年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１４８号
愛媛県新居浜市沢津町２丁目８番５号
債務者　鈴木　基敬
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五葉　明徳
4　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年12月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第３７号
新潟県新発田市五十公野6876番地１
債務者　竹内美代造
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成21年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月16日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４３４号
奈良県大和郡山市昭和町103番地２
債務者　竹田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　賢志
4　破産債権の届出期間　平成21年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２３１号
愛知県豊橋市前芝町字東40番地
債務者　市川　達也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　規之
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３２号
愛知県豊橋市東脇３丁目19番地７　401
債務者　山田　義夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　規之
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５８２号
岩手県宮古市神田沢町１番５号
債務者　塚田　禮子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原基也
4　破産債権の届出期間　平成21年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９１号
福井市文京５丁目24番５号
債務者　藤井　康文
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健治
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
岩手県宮古市田老字館が森29番地
債務者　川村　忠平
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　良啓
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５４７号
川崎市多摩区西生田２丁目１番21号
債務者　朝野　保夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　平成21年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係